

平成24年5月25日
監査事務局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

渋谷区に対して支出した東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の支出を違法として同区に対して返還を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	石毛 しげる
同	林田 武
同	友淵 宗治
同	筆谷 勇子
同	金子 庸子

第 1 請求の受付

1 請求人

渋谷区 堀切 稔 仁
渋谷区 久保田 正 尚

2 請求の提出

平成24年4月6日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 当事者等

請求人らは、いずれも都民である。

請求人らが、都知事に対し返還措置を求める相手方たる小野ヒサ子、大高満範、佐藤喜彦、山本正旺、福田博多及び池山世津子の6名はいずれも、本件契約が締結された平成22年4月1日当時、教育委員会を構成する委員の地位にあった。

イ 本件請求に至る経緯

(ア) 渋谷区教育委員会は、都知事から、東京都放課後子供教室推進事業（以下「同推進事業」という。）を利用して、渋谷区立全小学校で行われている学童事業、放課後クラブ事業に対する事業費の一部の補助を平成19年度より毎

年受けていた。

(イ) 都教育庁地域教育支援部生涯学習課の平成21年度東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱新旧対照表の、許可条件10には、決定の取消し

(1) 知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

とあり、渋谷区が都教育庁に同推進事業に使用した金額の確定を報告した、同推進事業費等補助金収支精算額内訳表と同推進事業費等補助金実績状況、当該事業に関する歳入歳出決算（見込）書抄本と、更に、それらに付随された渋谷区と各放課後クラブ事業を委託している4業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書を抄本にある委託金額と合わないことは十分に理解できたはずである。

例えば、業務委託契約書の契約金額の月ごとの単位が合わなかったり、消費税額が50%も付加されているものがある。にもかかわらず都教育庁はこんな偽りの報告をする渋谷区教育委員会に対して都民の血税3,425万3,000円も支出している。であるから東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱の10アにあるように即時に決定を取り消し全額返還させるべきである。

また、平成23年10月20日の渋谷区議会決算特別委員会文教分科会において、渋谷区教育委員会生涯学習課中山昌彦課長は都から渋谷区全小学校放課後クラブ事業のために補助された、同推進事業の入った放課後クラブ運営費の一部と白根記念渋谷区郷土博物館・文学館（渋谷区東4-9-1）の運営費、役務費、施設管理費等の予算の一部を流用して709万6,000円を捻出し、「渋谷の教育」の2,000部分の増刷費の一部に使ったと報告した。このことは平成21年度東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱新旧対照表の、許可条件10には、決定の取消し

(1) 知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

に確当する行為であり、それを裏付けるように平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本にも記載されていないことから都教育庁にも報告していないことから明らかである。

ウ しかるに、都は渋谷区教育委員会から提出された同推進事業費等補助金収支精算額内訳表と同推進事業費等補助金実績状況が、東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱10の条件に違反していることは平成23年4月8日に渋谷区教育委員会から提出された平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告についてと、渋谷区と渋谷区立各小学校で放課後の学童事業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書を全て都教育庁が持っていたことで明らかである。

平成22年度の渋谷区と4事業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書の内容は以下のとおりである。

渋谷区と4事業者との業務委託契約書の契約期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日までとなっている。契約日は平成22年4月1日付けとなっている。契約時の委託者は古川満久副区長である。

渋谷区と各業者別業務委託契約書と変更契約締結通知書での日付ごとの契約金額の矛盾を説明する。

A 業務委託契約書

受託者 株式会社日本保育サービス

平成22年4月1日

契約金額 1億1,763万9,270円

うち係る税 560万1,870円

その後の上記受託者との変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 1億1,763万9,270円

うち係る税 560万1,870円

平成22年8月12日

契約金額 1億2,094万9,710円

うち係る税 575万9,510円

平成22年9月15日

契約金額 1億2,094万9,740円

うち係る税 591万5,670円

問題点1 前月契約金額より30円しか上がっていないのに、うち係る税は15万6,160円も上がっている。税に合わせると1億2,422万9,070円の契約金額になるはずである。

平成23年1月24日

契約金額 1億2,502万2,870円

うち係る税 595万3,470円

B 業務委託契約書

受託者 株式会社パソナフオスター

平成22年4月1日

契約金額 1億2,907万9,650円

うち係る税 614万6,650円

その後の上記受託者との変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 1億2,962万 610円

うち係る税 617万2,410円

平成22年8月12日

契約金額 1億3,294万2,810円

うち係る税 633万8,520円

問題点2 契約金額に正確に合わせるとうち係る税は633万610円になる。逆に税に合わせると1億3,310万8,920円の契約金額になるはずである。

平成22年9月15日

契約金額 1,362万2,170円

うち係る税 649万4,680円

問題点3 まず突然契約金額が1/10になることがあり得ない。さらに、
契約金額に正確に合わせるとうち係る税は64万8,674.762円に
なる。逆に税に合わせると1億3,638万8,280円の契約金額にな
るはずである。

平成23年1月24日

契約金額 1,388万6,770円

うち係る税 650万7,280円

問題点4 これも契約金額が1/10になることがあり得ない。さらに、契
約金額に正確に合わせるとうち係る税は66万1,274.762円にな
る。逆に税に合わせると1億3,665万2,880円の契約金額になる
はずである。

C 業務委託契約書

受託者 株式会社日本ダイケアセンター

平成22年4月1日

契約金額 9,255万7,500円

うち係る税 440万7,500円

適正契約はこのような業務委託契約書と変更契約締結通知書の形になるはず
である。

その後の上記受託者との変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 9,309万8,460円

うち係る税 443万3,260円

平成22年8月12日

契約金額 9,418万6,260円

うち係る税 448万5,060円

平成22年9月15日

契約金額 9,708万9,320円

うち係る税 462万3,300円

D 業務委託契約書

受託者 ライフサポート株式会社

平成22年4月1日

契約金額 1億350万円

うち係る税 492万8,571円

その後の上記受託者との変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 1億425万2,640円

うち係る税 496万4,411円

平成22年8月12日

契約金額 1億 610万4,840円

うち係る税 5,052万6,611円

問題点5 これも契約金額に対しうち係る税率は50%になっている。これは日本の税法上あり得ない。本来の契約金額に合わせると505万2,611円の契約金額になるはずである。

平成22年9月15日

契約金額 1億 847万 280円

うち係る税 5,165万8,251円

問題点6 これも契約金額に対しうち係る税率は50%になっている。これは日本の税法上あり得ない。本来の契約金額に合わせると516万5,251円の契約金額になるはずである。

以上のように、渋谷区と4受託者との契約のうち、3受託者との間で業務委

託契約書の根幹である変更契約締結通知書に問題点が6箇所もある。酷いものでは消費税法上計算が合っていない変更契約締結通知書や同通知書記載の消費税5%（消費税分の4%に地方消費税分である1%）の税率であるに係らず、違法な10倍もの税率で締結された変更契約締結通知書が存在する。上記のような理由で平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告の委託金額との整合性が全くとれないので、都知事は渋谷区に対し放課後子供教室推進事業費3,425万3,000円全額を返還命令を出すべきである。このことは渋谷区が平成23年4月8日に提出した平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告（以下「実績報告書」という。）についてに関し、同収支精算額内訳表や同事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本に補助基準額に値した算内訳を提出されていても、一緒に提出された業務委託締結書と変更契約締結通知書をみれば上記要綱に違反したと十分に断定できると言える。

また、都庁は精算の確認の際に再計算などを怠らずしていれば、都みずから渋谷区と4受託者の業務委託締結書の合計額と変更契約締結通知書との合計と実績報告書そのものが整合性がない虚偽報告であったことも安易に察知し補助金の返還もすでに行われていたはずである。それは以下の業務委託締結書の合計額のうち係る税の合計額の年間推移からも簡単に都教育庁は知り得たはずである。

平成22年4月1日時点の渋谷区と4受託者との事業開始	
業務委託締結書の合計額	4億4,277万6,420円
うち係る税の合計額	2,108万4,591円

平成23年1月24日時点の渋谷区と4受託者との最終契約	
変更契約締結通知書の合計額	3億4,446万9,240円
うち係る税の合計額	6,874万2,301円

となり、同事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本ではほぼ申請どおり補助金を使い切ったと報告しているのに、それとは整合性のない、補助金に対する委託金額が減っているという、現実と反比例する数字となっている。

変更契約締結通知書の合計額	－9,830万7,180円と減り
うち係る税の合計額	4,765万7,710円と増える。

また、これは常識ではあり得ないことで、契約の合計額が減っているにも係らず税が増えるなどあり得ない契約締結が行われていたことから、都教育庁

が渋谷区の業務委託締結書の合計額と変更契約締結通知書の合計額をきちんと計算していれば、実績報告書の元の契約が偽りの書類であり、実績報告書の数字があり得ないことも安易にわかったはずである。であるからして都知事は渋谷区に対し3,425万3,000円全額を返還させることは補助要綱からしても明らかである。

エ 都知事は、都の財産管理について善管注意義務を負っており（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の2「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」）、都の被った損害（3,425万3,000円）を回復するために、本来、渋谷区教育委員会に対し、返還請求を都自ら訴えを提起しなければならない。

オ 以上の次第であるから、措置請求記載のと通りの監査を求める。

ただし、通常期間などの問題もあるかと思いますが都教育庁は毎年のようにこの東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告と渋谷区から同庁に提出された業務委託締結書と変更契約締結通知書を情報公開で取得していたが、今回は同庁生涯学習課の上記事業担当は実績報告書のみ公開した。そこで「なにかあるのでは？」と思い電話で問いただすと後に渋谷区の業務委託締結書と変更契約締結通知書を公開するなどの隠蔽とも思える行為もあり、また公開受け取りの際も同庁文書課の情報公開担当にもこの契約書の税率などの矛盾を指摘した。これは渋谷区議会決算、予算特別委員会文教分科会の中でも同庁からの返還などの報告もなく、渋谷区からの同庁への平成22年度の実績報告から1年直前ということ、同庁も知り得なかった平成23年10月20日の渋谷区議会決算特別委員会文教分科会での同庁からの補助金の支出された渋谷区放課後クラブ事業運営費の流用などの怠る事実があり、その調査のため監査期限の提出が過ぎたことも御配慮いただきたいと思います。

（2）措置請求

都知事は、小野ヒサ子、大高満範、佐藤喜彦、山本正旺、福田博多及び池山世津子に対し、連帯して、平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金、金3,425万3,000円を返還させるための必要な措置を講ぜよ。

尚、同委員会において渋谷区教育委員会と都教育庁へ、今回の支出に対して違

法確認も求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

渋谷区に対する平成 22 年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

教育庁を対象とした。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 10 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、本件請求の趣旨を補足した。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、監査対象局の職員を立ち会わせた。

また、同日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち合わせるとともに、監査対象局職員の陳述に対する意見の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 放課後子供教室推進事業について

都では、東京都放課後子供教室推進事業等実施要綱（平成19年6月21日付19教生社第15号。以下「実施要綱」という。）を定め、平成19年度から放課後子供教室推進事業を実施している。

これは、国の放課後子ども教室推進事業を受けて実施するもので、地域の子供全般を対象として、都内の小学校区において、放課後や週末等に小学校等を活用して、地域の住民の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである（実施要綱第2-1(1)及び(3)）。

放課後子供教室の主な実施主体は区市町村となっている（実施要綱第2-1(2)）。

(2) 放課後子供教室推進事業に対する補助について

都では、各年度に東京都放課後子供教室推進事業費等補助要綱を定め、区市町村が実施する放課後子供教室推進事業の事業費等の一部を補助している。

平成22年度の同事業については、平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助要綱（平成22年8月4日付22教地生第288号。以下「本件補助要綱」という。）により、以下のとおり補助金（以下「本件補助金」という。）を支出している。

ア 補助対象経費（本件補助要綱3）

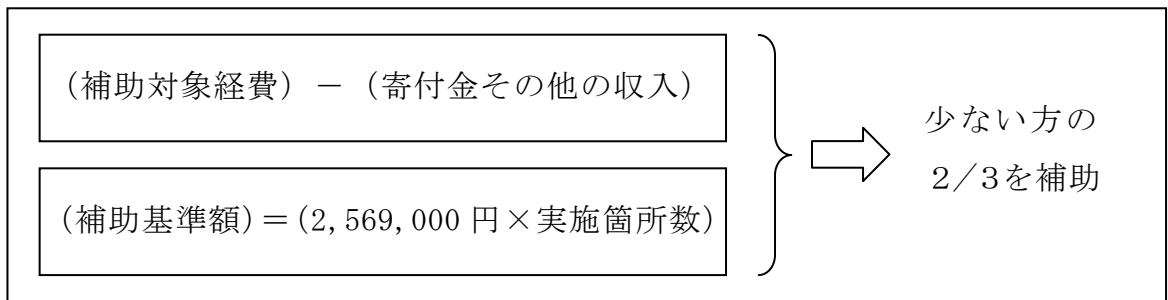
補助対象経費は、放課後子供教室に係る運営費（安全管理員及び学習アドバイザーに対する謝金並びに地域の実情に応じた教室運営に必要な経費）、運営委員会経費及びコーディネーター経費である。

イ 交付額の算定方法（本件補助要綱4）

本件補助金の交付額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とし、この額に3分の2を乗じて得られる額（ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。）であり、運営費に係る補助金交付額の算定方法を図示すると図1のとおりである。

なお、当該補助金交付額の2分の1（補助基本額の3分の1）は、放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱（平成19年3月30日付18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号）に基づき国が負担することとなっている。

（図1）運営費に係る補助金交付額の算定方法



ウ 交付の申請及び決定（本件補助要綱6及び7）

区市町村教育委員会教育長は、別記様式1「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の交付申請について」に関係書類を添えて、本件補助金の交付を申請し、知事は交付申請の内容について審査し、適当と認める場合は、別記補助条件に定める条件を付して補助金の交付を決定し、区市町村教育委員会教育長に通知する。

エ 実績報告及び補助金の額の確定等（本件補助要綱5並びに別記補助条件7及び8）

別記補助条件の「7 実績報告」によれば、区市町村は、補助事業が完了したときは、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、別記様式2「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の実績報告について」（以下「実績報告通知書」という。）に関係書類を添えて補助事業の実績を報告する。

実績報告通知書に添える関係書類は、別表2-1「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金収支精算額内訳表」（以下「収支精算額内訳表」という。）、別表2-2「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金事業実施状況」（以下「事業実施状況」といい、実績報告通知書、収支精算額内訳表及び事業実施状況をあわせて「実績報告文書」という。）及び添付書類「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本」（以下「決算見込書抄本」という。）である。

また、別記補助条件の「8 補助金の額の確定等」によれば、知事は、実績報告を受けた場合、実績報告文書及び決算見込書抄本の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村に通知する。

2 監査対象局の説明

(1) 放課後子供教室推進事業等について

ア 事業の概要

国における放課後子ども教室推進事業は、放課後等の子供たちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要から、文部科学省及び厚生労働省において、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するために定められた「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」及び「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」により実施している国庫補助事業である。

都では、国の補助事業を活用し、「東京都放課後子どもプラン実施要綱」を定め、教育庁所管の東京都放課後子供教室推進事業と福祉保健局所管の学童クラブ事業を実施している。

東京都放課後子供教室推進事業は、都内の小学校区において、放課後や週末等に小学校等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

イ 補助金交付額の算定等について

都は、文部科学省及び厚生労働省で定める「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を基に本件補助要綱を定めている。国においては、補助対象経費を国・都・区市町村が3分の1ずつ負担することとなっているが、都においては、平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金算定基準により補助基準額として補助の上限額を定めている。この補助基準額と補助対象経費とを比較して、少ない方の額を補助基本額とし、このうち、国と都の負担分である3分の2を補助金交付額としている。

なお、国の負担分3分の1については、別途、都へ交付される。

(2) 本件監査請求に係る事実関係について

ア 渋谷区に対する本件補助金の交付状況について

本件補助要綱により、平成23年4月8日に渋谷区から都へ提出された実績報告文書及び決算見込書抄本に基づき、補助金交付額を確定し交付した。

渋谷区から提出された決算見込書抄本によると、補助対象経費は5億549万8,294円であり、都が補助の上限額と定めている補助基準額は5,138万円である。両者を比較し少ない額である5,138万円が補助基本額となる。都は、このうち国と都の負担分である3分の2の3,425万3,000円を補助金交付額として決定し交付した。

イ 委託契約関係書類と実績報告関係書類の委託金額の整合性について

請求人は、渋谷区が都に提出した「変更契約締結通知書(写)」の消費税額等に誤りがあり、実績報告関係書類との整合性がとれていないとの指摘をしているが、これらの書類について説明を行う。

第一に、補助金交付額の確定のための必要書類として、都が提出を求めているのは、平成23年4月8日に提出されている実績報告文書及び決算見込書抄本であり、これに基づき額の確定を行い、平成23年4月18日に都から補助金交付額確定通知書を発出している。なお、国においても、補助金交付額の確定のための添付書類として提出を求めているのは、「当該事業に関する歳入歳出決算(見込)書抄本」である。

第二に、都は、補助金交付額の確定のための書類とは別に、参考資料として「業務委託契約書(写)」、「仕様書(写)」、「支出命令書(写)」及び「支出命令内訳書(写)」の提出を求めている。これは、放課後子供教室は、保護者や地域の協力者等により運営されることを想定しているが、事業者等に委託して実施する場合は、その委託先や委託内容等の実態把握を行うためである。

請求人の言う「変更契約締結通知書(写)」等の委託契約関係書類は、補助金交付額確定後の平成23年5月11日に渋谷区から提出されており、補助金交付額確定には使用していない。

なお、念のため補足説明を行うと、渋谷区から提出された「変更契約締結通知書(写)」は、渋谷区内部で、契約担当課から事業執行課である生涯学習課に送付される連絡文書であり、渋谷区の予算執行に影響を与えるものではない。

記載誤りのあった「変更契約締結通知書(写)」については、平成23年10月21日に渋谷区から修正通知が都に提出され、4月8日に提出された実績報告文書及び決算見込書抄本に記載されている委託料の金額に合致しており、支

出についても、渋谷区の「支出命令書（写）」及び「支出命令内訳書（写）」により、間違いなく契約額どおりに支出されていることを都は確認している。

以上のことから、渋谷区に対する補助対象経費の算定及び補助金交付額に誤りはない。

ウ 渋谷区における印刷経費への補助金の流用について

請求人は、請求書に「平成23年10月20日の渋谷区議会決算特別委員会文教分科会において、渋谷区教育委員会生涯学習課 中山昌彦課長は東京都から渋谷区全小学校放課後クラブ事業のために補助された、同推進事業の入った放課後クラブ運営費の一部（中略）等の予算の一部を流用して（中略）「渋谷の教育」の2,000部分の増刷費の一部に使ったと報告した。」と記載している。

同日の渋谷区議会決算特別委員会文教分科会の議事録によれば、渋谷区教育委員会生涯学習課長の氏名は「山中昌彦」であり、印刷物の名称も、「渋谷の記憶」である。

渋谷区教育委員会は、「渋谷の記憶」の印刷経費として必要な額を、渋谷区教育委員会の放課後クラブ運営費予算（委託料）の中から、事前の適正な手続として、事業間の予算の組替を行い、郷土博物館・文学館運営の予算（需用費）とした上で予算執行している。

同議事録の中で山中生涯学習課長が「流用」という言葉で説明しているが、「流用」とは予算の組替の手続のことであることを都は確認している。

したがって、予算組替の時点で放課後クラブ運営費予算からは除外されていたため、当該印刷経費は、放課後子供教室推進事業費等補助金の実績報告において報告されている補助対象経費には入っておらず、渋谷区による当該印刷経費の支出は、都が交付した補助金の流用には当たらない。

(3) 本件措置要求について

以上のことから、都が渋谷区に対して交付した補助金について、補助対象経費の算定及び補助金交付額に誤りはなく、何ら違法又は不当な点はない。

したがって、本件補助要綱別記補助条件、第10決定の取消し（1）ア「偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき」及び、イ「補助金を他の用途に使用したとき」に該当せず、都は渋谷区に対して補助金の返還を求める必要はないものとする。

3 判 断

本件請求において請求人は、渋谷区に対する本件補助金の確定手続等が適正でなくその支出は違法であるとして、同区に対して補助金の返還を請求するよう求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認及び監査対象局の説明並びに関係資料の調査等に基づき、次のように判断する。

(1) 補助金交付額の確定手続について

渋谷区に係る平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の実績報告の経緯を見ると、都教育委員会教育長は、「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告書の提出について（依頼）」（平成23年3月9日付22教地生第807号。以下「本件提出依頼文」という。）を発出し、渋谷区長及び同区教育委員会教育長に対し、平成23年4月8日までに実績報告文書及び決算見込書抄本を提出するよう求めている。

本件提出依頼文を受けた渋谷区教育委員会教育長は、実績報告として平成23年3月31日付渋谷教生収第229号により実績報告文書及び決算見込書抄本を提出し、平成23年4月8日に都教育庁がこれらを収受している。

都教育庁は、渋谷区教育委員会教育長から提出された実績報告文書のうちの収支精算額内訳表に記載された運営費の（補助）対象経費である5億549万8,294円（運営委員会経費及びコーディネーター経費については実績なし）が、同じく提出された決算見込書抄本の下段（歳出）の表の「内 放課後子供教室補助対象経費」に記載されている金額と合致していることを確認の上、同金額と、本件補助要綱別表平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金算定基準により単価256万9,000円に放課後子供教室実施箇所数20箇所を乗じて算出された補助基準額5,138万円とを比較し、少ない額である5,138万円を補助基本額として、国と都の負担割合の合計3分の2を乗じた3,425万3,000円を補助交付額として確定し、平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金交付額確定通知書（平成23年4月18日付23教地生第86号）において都知事名で渋谷区教育委員会教育長に通知している。

以上のとおり、補助金の確定手続は適正に行われていると認められる。

(2) 変更契約締結通知書の写しについて

請求人は、事実証明書として提出した変更契約締結通知書の写しについて、消費税額等について数字上不可解な点が認められ、これらの書類に基づき補助金を支出したことは違法である旨主張していると解される。

しかしながら、変更契約締結通知書の写しは、本件補助要綱に定める補助金交付額の確定のため実績報告時に提出する資料ではなく、教育庁の陳述によれば、委託先や委託内容の実態把握のため、本件提出依頼文において委託経費の支出後に提出するように求めている「委託内容のわかる委託契約書・仕様書等の写しと委託経費の支出文書等の写し」の一部として提出されているものである。

本件においても、(1)に述べたとおり都教育庁は本件補助要綱に定められた決算見込書抄本により補助対象経費を確認した上で、平成23年4月18日に適正に補助金交付額を確定しており、変更契約締結通知書の写しは、同年5月11日に至って渋谷区教育委員会から提出されていることから補助金交付額確定の資料となっていないことは明らかである。

なお、数字上の誤りがあつた変更契約締結通知書の写しは、同年10月21日付け渋谷区教育委員会生涯学習課長名の文書により修正の上、渋谷区教育委員会から都教育庁に再提出されており、同書面の契約額は支出命令書の支出額とも合致している。

(3) 本件補助金の流用の有無について

請求人は、契約変更締結通知書の写しに係る主張のほか、渋谷区議会の議事内容から本件補助金が不正に流用されており、同事業の補助対象経費に「渋谷の教育」という冊子の印刷経費が含まれている旨主張しているものと解される。

当該冊子は、渋谷区議会の議事録から「渋谷の記憶」という冊子であると認められるが、この冊子の印刷経費は、渋谷区において適正に予算の組替えがなされた上で支出されており、渋谷区教育委員会教育長から提出された決算見込書抄本に記載された放課後子供教室補助対象経費には含まれていないことから、適正な実績報告に基づく補助金交付額の確定がなされたものと認められる。

以上のとおりであるから、渋谷区に対する本件補助金交付額は適正に決定され、支出されており、違法であるといえない。

4 結 論

渋谷区に対する本件補助金の支出が違法であるとして、同区に対して補助金の返還を請求するよう求める請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

請求の趣旨

東京都知事は、小野ヒサ子、大高満範、佐藤喜彦、山本正旺、福田博多及び池山世津子に対し、連帯して、平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金、金3,4253,000円を返還させるための必要な措置を講ぜよ。

請求の原因

第1 当事者等

- 1 請求人らは、いずれも東京都民である。
- 2 請求人らが、東京都知事に対し返還措置を求める相手方たる小野ヒサ子、大高満範、佐藤喜彦、山本正旺、福田博多及び池山世津子の6名はいずれも、本件契約が締結された平成22年4月1日当時、教育委員会を構成する委員の地位にあった。(甲1号証)。

第2 本件監査請求に至る経緯

1 渋谷区教育委員会は、東京都知事から、東京都放課後子供教室推進事業（以下、同推進事業）を利用して、渋谷区立全小学校で行なわれている学童事業、放課後クラブ事業に対する事業費の一部の補助を平成19年度より毎年受けていた。

2 **東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課**の平成21年度東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱新旧対照表の、許可条件10には、決定の取消し

（1）知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

とあり、渋谷区が東京都教育庁に同推進事業に使用した金額の確定を報告した、同推進事業費等補助金収支精算額内訳表と同推進事業費等補助金実績状況、当該事業に関する歳入歳出決算（見込）書抄本と、更に、それらに付随された渋谷区と各放課後クラブ事業を委託している4業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書を抄本にある委託金額と合わないことは十分に理解できたはずである。

例えば、業務委託契約書の契約金額の月ごとの単位が合わなかったり、消費税額が50%も付加されているものがある。にもかかわらず東京都教育庁はこんな偽りの報告をする渋谷区教育委員会に対して都民の血税34,253,000円も支出している。であるから東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱の10アにあるように即時に決定を取り消し全額返還させるべきである。

また、平成23年10月20日の渋谷区議会決算特別委員会 文教分科会において、渋谷区教育委員会生涯学習課 中山昌彦課長は東京都から渋谷区全

小学校放課後クラブ事業のために補助された、同推進事業の入った放課後クラブ運営費の一部と白根記念渋谷区郷土博物館・文学館（東京都渋谷区東 4-9-1）の運営費、役員費、施設管理費等の予算の一部を流用して7,096,000円を捻出し、「渋谷の教育」の2000部分の増刷費の一部に使ったと報告した。この事は平成21年度東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱新旧対照表の、許可条件10には、決定の取消し

（1）知事は、区市町村が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

に確当するようであり、それを裏づけるように平成22年度京都放課後子供教室推進事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本にも記載されいない。ことから東京都教育庁にも報告していないことから明らかである。

第3 しかるに、東京都は渋谷区教育委員会から提出された同推進事業費等補助金収支精算額内訳表と同推進事業費等補助金実績状況 東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱 10の条件に違反していることは平成23年4月8日に渋谷区教育委員会から提出された平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告についてと、渋谷区と渋谷区立各小学校で放課後の学童事業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書を全て東京都教育庁が持っていたことで明らかである。

平成22年度の渋谷区と4事業者との業務委託契約書と変更契約締結通知書とはの内容は以下のとおりである。

渋谷区と4事業者の業務委託契約書の契約期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日までとなっている。契約日は平成22年4月1日付けとなっている。契約時の委託者は古川満久 副区長である。

渋谷区と各業者別業務委託契約書と変更契約締結通知書での日付ごとの契約金額の矛盾を説明する。

A

業務委託契約書

受託者

株式会社 日本保育サービス

平成22年4月1日

契約金額 117,639,270円

うち係る税 5,601,870円

その後の上記受託者との

変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 117,639,270円

うち係る税 5,601,870円

平成22年8月12日

契約金額 120,949,710円

うち係る税 5,759,510円

平成22年9月15日

契約金額 120,949,740円

うち係る税 5,915,670円

問題点1 前月契約金額より30円しか上っていないのに、うち係る税は156,160円も上がっている。税に合わせると124,229,070円の契約金額になるはずである。

平成23年1月24日

契約金額 125,022,870円

うち係る税 5,953,470円

B

業務委託契約書

受託者

株式会社 パソナフオスター

平成22年4月1日

契約金額 ¥ 129,079,650円

うち係る税 ¥ 6,146,650円

その後の上記受託者との

変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 ¥ 129,620,610円

うち係る税 ¥ 6,172,410円

平成22年8月12日

契約金額 ¥ 132,942,810円

うち係る税 ¥ 6,338,520円

問題点2 契約金額に正確に合わせるとうち係る税は6,330,610円になる。逆に税に合わせると133,108,920円の契約金額になるはずである。

平成22年9月15日

契約金額 ¥ 13,622,170円

うち係る税 ¥ 6,494,680円

問題点3 まず突然契約金額が1/10になることがあり得ない。さらに 契約金額に正確に合わせるとうち係る税は648,674.762円になる。逆に税に合わせると136,388,280円の契約金額になるはずである。

平成23年1月24日

契約金額 ¥ 13,886,770円

うち係る税 ¥ 6,507,280円

問題点4 これも契約金額が1/10になることがあり得ない。さらに 契約金額に正確に合わせるとうち係る税は661,274.762円になる。逆に税に合わせると136,652,880円の契約金額になるはずである。

C

業務委託契約書

受託者

株式会社 日本ダイケアセンター

平成22年4月1日

契約金額 ¥ 92,557,500円

うち係る税 ¥ 4,407,500円

適正契約はこのような 業務委託契約書と 変更契約締結通知書 の形 になるはずである。

その後の上記受託者との

変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 ¥ 93,098,460円

うち係る税 ¥ 4,433,260円

平成22年8月12日

契約金額 ¥ 94,186,260円

うち係る税 ¥ 4,485,060円

平成22年9月15日

契約金額 ¥ 97,089,320円

うち係る税 ¥ 4,623,300円

D

業務委託契約書

受託者

ライフサポート株式会社

平成22年4月1日

契約金額 ￥ 103,500,000円
うち係る税 ￥ 4,928,571円

その後の上記受託者との

変更契約締結通知書

平成22年7月14日

契約金額 ￥ 104,252,640円
うち係る税 ￥ 4,964,411円

平成22年8月12日

契約金額 ￥ 106,104,840円
うち係る税 ￥ 50,526,611円

問題点5 これも契約金額に対しがうち係る税率は50%になっている、これは日本の税法上あり得ない。本来の契約金額に合わせると5,052,611円の契約金額になるはずである。

平成22年9月15日

契約金額 ￥ 108,470,280円
うち係る税 ￥ 51,658,251円

問題点6 これも契約金額に対しがうち係る税率は50%になっている、これは日本の税法上あり得ない。本来の契約金額に合わせると5,165,251円の契約金額になるはずである。

以上のように、渋谷区と4受託者との契約のうち、3受託者との間で業務委託締結書の根幹である変更契約締結通知書に問題点が6所もある。酷い物では消費税法上計算が合っていない変更契約通知書や同通知書記載の消費税5%（消費税分の4%に地方消費税分である1%）の税率であるに係らず、違法な10倍もの税率で締結された変更契約締結通知書が存在する。上記ような理由で平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告の委託金額との整合性が全くとれないので、東京都知事は渋谷区に対し放課後子供教室数真事業費34,253,000円全額を返還命令を出すべきである。このことは渋谷区が平成23年4月8日に提出した平成22年度東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告（以後 実績報告書）についてに関し、同収支精算額内訳表や同事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本に補助基準額に値した算内訳を提出されていても、一緒に提出された業務委託締結書と変更契約締結通知書をみれば上記要綱に違反したと十分に断定できると言える。また、東京都庁は精算の確認際に再計算などを怠らずしていれば、都みずから渋谷区と4受託者の業務委託締結書の合計額と変更契約締結通知書の合計

と実績報告書そのものが整合性がない虚偽報告であったことも安易に察知し補助金の返還もすでに行なわれていたはずである。それは以下の 業務委託締結書の合計額 と うち係る税の合計額の年間推移からも簡単に東京都教育庁は知り得たはずである。

平成22年4月1日時点の渋谷区と4受託者との事業開始
業務委託締結書の合計額 442,776,420円
うち係る税の合計額 21,084,591円

平成23年1月24日時点の渋谷区と4受託者との最終契約
変更契約締結通知書の合計額 344,469,240円
うち係る税の合計額 68,742,301円

となり、同事業費等歳入歳出決算（見込）書抄本 ではほぼ申請どおり補助金を使い切ったと報告しているのに、それとは整合性のない、補助金に対する委託金額が減っているという、現実と反比例する数字となっている。
変更契約締結通知書の合計額 -98,307,180円と減り
うち係る税の合計額 47,657,710円 と増える

また、これは常識ではあり得ないことで、契約の合計額が減っているの係らず税が増えるなどあり得ない契約締結が行なわれていたことから、東京都教育庁が渋谷区の業務委託締結書の合計額と 変更契約締結通知書の合計額をきちんと計算していれば、実績報告書の元の契約が偽りの書類であり、実績報告書の数字があり得ないことも安易にわかったはずである。であるからして都知事は渋谷区に対し34,253,000円全額 を返還させることは補助要綱からしても明らかである。

第4 都知事は、東京都の財産管理について、善管注意義務を負っており（地方自治法138条の2「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」）、東京都の被った損害（34,253,000円）を回復するために、本来、渋谷区教育委員会に対し、返還請求を都自ら訴えを提起しなければならない。

第5 結語

以上の次第であるから、請求の趣旨記載のとおり監査を求める。
ただし、通常期間などの問題もあると思いますが東京教育庁は毎年のようにこの東京都放課後子供教室推進事業等補助金の実績報告と渋谷区から同庁に提出された業務委託締結書と変更契約締結通知書を情報公開で取得していたが、今回は同庁生涯学習課の上記事業担当は実績報告書のみ公開した。そこで「なにかあるのでは？」と思い電話で問いただすと後に渋谷区の業務委託締結書と

変更契約締結通知書を公開するなどの隠蔽とも思える行為もあり、また公開受け取りの際も同庁文書課の情報公開担当にもこの契約書の税率などの矛盾を指摘した。これは渋谷区議会決算、予算特別委員会 文教分科会の中でも同庁からの返還などの報告もなく、渋谷区からの同庁への平成22年度の実績報告から1年直前と言うこと、同庁も知り得なかった平成23年10月20日の渋谷区議会決算特別委員会 文教分科会での同庁からの補助金の支出された渋谷区放課後クラブ事業運営費の流用などの怠る事実があり、その調査のため監査期限の提出が過ぎたことも御配慮いただきたいと思います。尚、同委員会において渋谷区教育委員会と都教育庁へ、今回の支出に対して違法確認も求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 平成21年度東京都放課後子供教室推進事業等補助要綱新旧対照表の写し
- イ 「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の実績報告について」と題する文書の写し
- ウ 「平成22年度東京都放課後子供教室推進事業費等補助金の交付申請について」と題する文書の写し
- エ 放課後クラブ事業業務委託に係る業務委託契約書等の写し
- オ 決算数値等が記載された甲5号証と記された資料の写し